

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術に係る件数(令和7年1月～12月)

■ 区分1に分類される手術

区分	手術名称	件数
1-ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	45
1-イ	黄斑下手術等	0
1-ウ	鼓室形成手術等	0
1-エ	肺悪性腫瘍手術等	127
1-オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	200

■ 区分2に分類される手術

区分	手術名称	件数
2-ア	靱帯断裂形成手術等	14
2-イ	水頭症手術等	91
2-ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	2
2-エ	尿道形成手術等	1
2-オ	角膜移植術	0
2-カ	肝切除術等	61
2-キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	54

■ 区分3に分類される手術

区分	手術名称	件数
3-ア	上顎骨形成術等	5
3-イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	1
3-ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
3-エ	母指化手術等	2
3-オ	内反足手術等	1
3-カ	食道切除再建術等	2
3-キ	同種死体腎移植術等	29

■ 区分4に分類される手術

区分	手術名称	件数
4	腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術	1269

■ 区分5に分類される手術

区分	手術名称	件数
5-ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	75
5-イ	乳児外科施設基準対象手術	0
5-ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	179
5-エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	212
5-オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	915